

I. 基本的事項の調査

1. 概要

1.1 フランスの行政区

フランスの第5共和制憲法(Constitution de la République française)第12章「地方自治体(Des collectivités territoriales)」¹第72条では、フランスにおける地方自治体(collectivités territoriales)として、以下の6つを列記している:①市町村(commune)、②県(département)、③州(région)、④特別な地位を有する地方自治体(collectivité à statut particulier)、⑤第74条の規定に基づく海外自治体(collectivité d'outre-mer)、⑥上記に代わり必要に応じて法律により創設される地方自治体。

なお、これら6つの地方自治体に対する基本的な法律事項に関する規定は、「地方自治体総合法典(CGCT:Code général des collectivités territoriales)」²において、法律群(Partie législative)及び行政命令群(Partie réglementaire)として、記されている。

表 I-1 : フランスの州と州都

州名	州都
オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	リヨン
ブルゴーニュ＝フランシユ＝コンテ	ディジョン
ブルターニュ	レンヌ
サントル＝ヴァル・ド・ロワール	オルレアン
コルス	アジャクシオ
グラン・テスト	ストラスブール
オード＝フランス	リール
イル＝ド＝フランス	パリ
ノルマンディー	ルーアン
ヌーヴェル＝アキテーヌ	ボルドー
オクシタニー	トゥールーズ
ペイ・ド・ラ・ロワール	ナント
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	マルセイユ

※欧州外領土を除く。

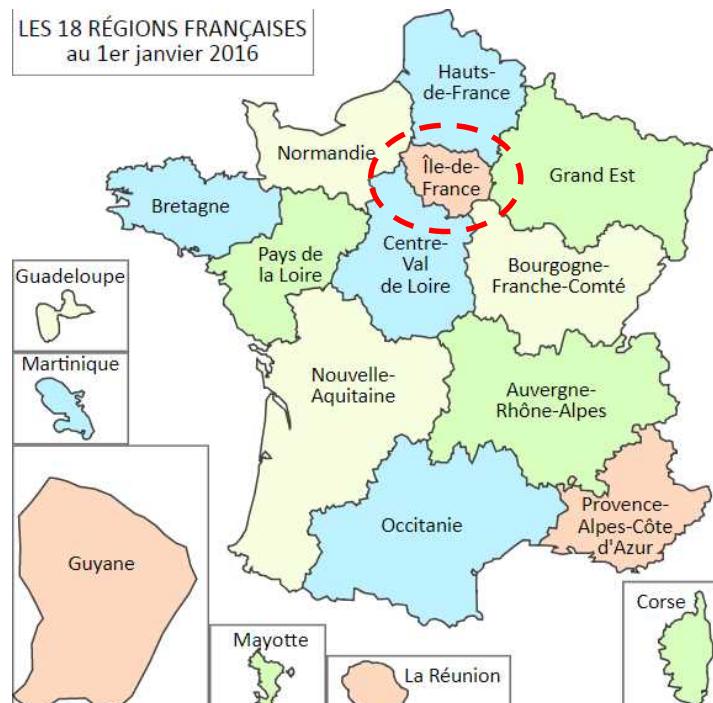


図 I-1 : フランスの州と立地

¹ 「Constitution de la République française」(ASSEMBLÉE NATIONALE ウェブページ)http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/constitution.asp#titre_12

² 「Code général des collectivités territoriales(Légifrance, le service public de la diffusion du droit ウェブページ)
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070633&dateTexte=29990101>

下表は、フランス内務省、フランス国土団結・地方自治体関係省の資料³に基づき、地方自治体の団体数の推移を整理したものである。2018年1月現在、フランス全土(本土及び海外領土)に、18の州、101の県、35,443の市町村が存在する。

表 I-2：地方自治体の団体数の推移

地方自治体	分類	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
市町村(commune)	合計	36,767	36,744	35,971	35,502	35,443
	フランス本土	36,552	36,529	35,756	35,287	35,228
	海外領土	215	215	215	215	215
県(département)	合計	101	101	101	101	101
	フランス本土	96	96	96	96	96
	海外領土	5	5	5	5	5
州(région)	合計	27	27	18	18	18
	フランス本土	22	22	13	13	13
	海外領土	5	5	5	5	5
特別な地位を有する 地方自治体 (collectivité à statut particulier)	合計	1	3	5	5	5
	コルス公共団体*	1	1	1	1	1
	リヨンメトロポール	0	1	1	1	1
	マルティニーク	0	0	1	1	1
	ギアナ	0	0	1	1	1
	マヨット	0	1	1	1	1

(※)2017年まではCollectivité territoriale de Corse、2018年からCollectivité de Corse。

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, Le découpage administratif de la République 2-1より作成。

以下に、欧州領土における各州に属する県の一覧を示す。2016年に実施された合併により現在の13州となったが、統計上は古い区分が踏襲されている場合があるため、本調査の第Ⅱ章以降では古い区分によって整理される場合がある。また、サントル＝ヴァル＝ド＝ロワール州については、2015年にサントル州から名称が変更されている。

本調査の主な調査対象の一つであるイル＝ド＝フランス州のパリは、一つの市で県が構成されるフランス唯一の例であり、パリ県とパリ市が同一であるが、本調査では「パリ県」と称することとする。

表 I-3：フランスの県と州

県(département)	州(région)	
	合併前	合併後
アリエ県	オーヴェルニュ	オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ
カンタル県		
オート＝ロワール県		
ピュイ＝ド＝ドーム県		

³ Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」

県(département)	州(région)		
	合併前	合併後	
アン県	ローヌ=アルプ		
アルデシユ県			
ドローム県			
イゼール県			
ロワール県			
ローヌ県及びメトロポール・ド・リヨン			
サヴォワ県			
オート=サヴォワ県			
コート=ドール県	ブルゴーニュ	ブルゴーニュ=フランシュ=コンテ	
ニエーヴル県			
ソーヌ=エ=ロワール県			
ヨンヌ県			
ドゥー県	フランス=コンテ		
ジュラ県			
オート=ソーヌ県			
テリトワール=ド=ベルフォール県			
コート=ダルモール県	ブルターニュ	ブルターニュ	
フィニステール県			
イル=エ=ヴィレーヌ県			
モルビアン県			
シェール県	サントル	サントル=ヴァル・ド・ロワール	
ウール=エ=ロワール県			
アンドル県			
アンドル=エ=ロワール県			
ロワール=エ=シェール県			
ロワレ県			
コルス=デュ=シド県	コルス	コルス	
オート=コルス県			
バ=ラン県	アルザス	グラン・テスト	
オー=ラン県			
アルデンヌ県	シャンパーニュ=アルデンヌ		
オーブ県			
マルヌ県			
オート=マルヌ県			
ムルト=エ=モゼル県	ロレーヌ	オード=フランス	
ムーズ県			
モゼル県			
ヴォージュ県			
ノール県	ノール=パ・ド・カレー	オード=フランス	
パ=ド=カレー県			
エーヌ県	ピカルディ		
オワーズ県			
ソンム県			
パリ(旧:セーヌ県)	イル=ド=フランス	イル=ド=フランス	
セーヌ=エ=マルヌ県			
イヴリーヌ県			

県(département)	州(région)	
	合併前	合併後
エソンヌ県		
オーニード=セーヌ県		
セーヌ=サン=ドニ県		
ヴァル=ド=マルヌ県		
ヴァル=ドワーズ県		
ウール県	オート=ノルマンディー	ノルマンディー
セーヌ=マリティーム県		
カルヴァドス県	バス=ノルマンディー	
マンシュ県		
オルヌ県		
ドルドーニュ県	アキテーヌ	ヌーヴェル=アキテーヌ
ジロンド県		
ランド県		
ロット=エ=ガロンヌ県		
ピレネー=アトランティック県		
シャラント県	ポワトゥー=シャラント	
シャラント=マリティーム県		
ドゥ=セーヴル県		
ヴィエンヌ県		
コレーズ県	リムーザン	
クルーズ県		
オート=ヴィエンヌ県		
アリエージュ県	ミディ=ピレネー	オクシタニー
アヴェロン県		
オート=ガロンヌ県		
ジェール県		
ロット県		
オート=ピレネー県		
タルヌ県		
タルヌ=エ=ガロンヌ県		
オード県	ラングドック=ルシヨン	
ガール県		
エロー県		
ロゼール県		
ピレネー=オリアンタル県		
ロワール=アトランティック県	ペイ・ド・ラ・ロワール	ペイ・ド・ラ・ロワール
メーヌ=エ=ロワール県		
マイエンヌ県		
サルト県		
ヴァンデ県		
アルプ=ド=オート=プロヴァンス県	プロヴァンス=アルプ=コート・ダジュール	プロヴァンス=アルプ=コート・ダジュール
オート=アルプ県		
アルプ=マリティーム県		
ブーシュ=デュ=ローヌ県		
ヴァール県		
ヴォクリューズ県		

1.2 人口・面積・国内総生産

以下に、フランス(欧州外領土を除く)の各州の人口、面積、GDP の一覧を示す。着色は上位 3 位を示す(濃:1 位→薄:3 位)。

表 I-4 : フランスの州の概要⁴

州	面積	人口			GDP(百万 EUR)		一人当たり GDP(2015 年)(EUR)	平均可処分所得
		2018 年 1 月	1990 年	2015 年				
オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	69,711	8,037,059	121,012	250,120	31,750	21,231		
ブルゴーニュ＝フランシユ＝コンテ	47,784	2,813,289	43,761	73,942	26,212	20,340		
ブルターニュ	27,208	3,336,643	41,683	91,910	27,904	20,511		
サントル＝ヴァル・ド・ロワール	39,151	2,582,522	40,160	70,355	27,284	20,494		
コルス	8,680	337,796	3,565	8,868	27,096	19,247		
グラン・テスト	57,433	5,548,090	88,925	152,170	27,373	20,502		
オード＝フランス	31,713	6,023,336	85,460	156,922	26,110	18,982		
イル＝ド＝フランス	12,012	12,246,234	299,535	668,823	55,356	22,639		
ノルマンディー	29,906	3,342,467	50,864	91,740	27,474	20,087		
ヌーヴェル＝アキテーヌ	84,061	5,994,336	79,535	163,898	27,725	20,148		
オクシタニー	72,724	5,903,190	69,059	159,115	27,556	19,672		
ペイ・ド・ラ・ロワール	32,082	3,787,411	47,514	109,767	29,519	20,391		
プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	31,400	5,065,723	72,770	154,879	30,926	20,265		
合計	543,865	65,018,096	1,043,844	2,152,508	—	—		
平均	—	—	—	—	30,176	20,347		

(出典)INSEE. ※欧州外領土を除く。平均可処分所得は2015年の値。

下表は、州、県、市町村それぞれの住民規模別の団体数と、当該自治体に居住する住民の数の割合を整理したものである。また、下図では、市町村をグラフ化しているが、これみると、国民の約半分(3,321 万人)が、人口 1 万人未満の市町村に居住しており、市町村の規模は極めて零細であることが分かる。

⁴ Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE) (フランス国立統計経済研究所)
「Estimations de population (Population estimate)」、「Comparateur de territoire (Territory comparison)」
「Produits intérieurs bruts régionaux et valeurs ajoutées régionales de 1990 à 2015 (Regional gross domestic products from 1990–2015)」

表 I-5：州・県・市町村の規模別団体数と住民割合（2018年1月1日）

	規模(人)	団体数	規模別住民割合	住民累積
州(région)	0-999,999	6	3.7%	3.7%
	1,000,000-3,999,999	5	23.7%	27.4%
	4,000,000-5,999,999	4	33.5%	60.9%
	6,000,000-	3	39.1%	100.0%
県(département)	0-29,999	26	7.9%	7.9%
	30,000-49,999	23	13.1%	21.0%
	50,000-79,999	25	23.9%	44.9%
	80,000-	27	55.1%	100.0%
市町村(commune)	0-199	8,894	1.6%	1.6%
	200-499	9,823	4.8%	6.4%
	500-1,999	11,320	16.7%	23.1%
	2,000-4,999	3,153	14.6%	37.8%
	5,000-9,999	1,173	12.2%	50.0%
	10,000-19,999	532	11.0%	61.0%
	20,000-49,999	337	15.5%	76.4%
	50,000-99,999	83	8.3%	84.8%
	100,000-	42	15.2%	100.0%

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, 1 Les chiffres clés des collectivités locales より作成。

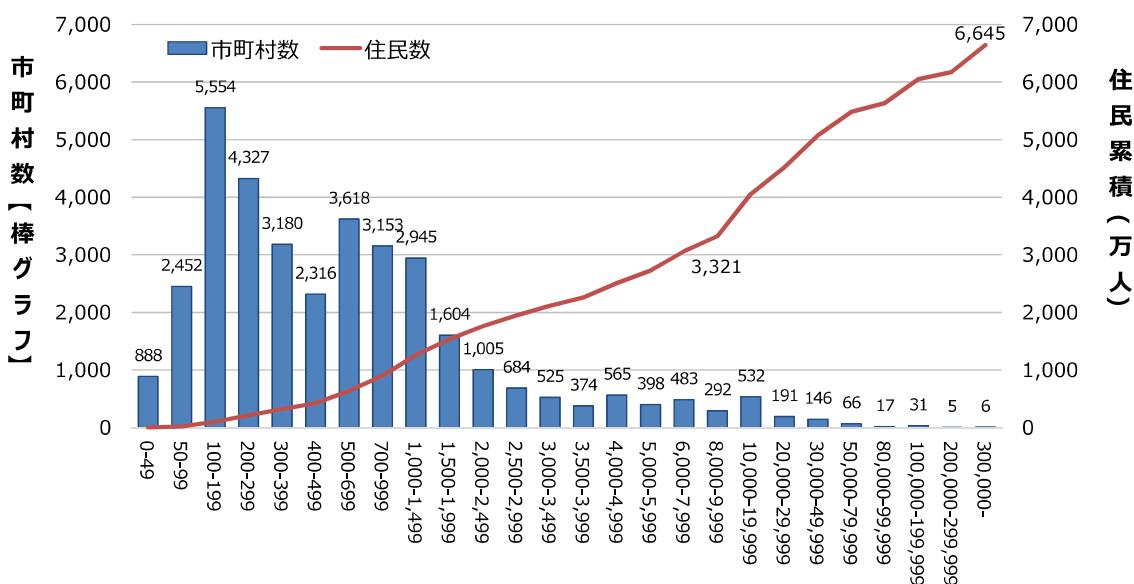


図 I-2：規模別の市町村数と人口規模（2018年1月1日時点）

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, 2-3a Les communes par taille より作成。

2. 財政・税制

2.1 歳入・歳出

フランス政府の歳入・歳出構造を以下に示す。税収の中では付加価値税が 2,064 億 EUR と最も大きく、次いで所得税(784 億 EUR)、法人税(577 億 EUR)となっている。税収以外の収入は 132 億 EUR と歳入全体の 5%程度となっている。(フランスの税収構成と諸外国との国際比較について 2.3 参照)

表 I-6 : 2018 年のフランス政府の予算構成

分類	項目	金額(百万 EUR)
税収 (一般会計)	合計	(1) 403,978
	所得税	78,471
	法人税	57,726
	法人税の社会保障分	1,291
	その他直接税	13,770
	エネルギー製品内国消費税	13,341
	付加価値税	206,422
	その他税収	32,958
還付分	(2)	115,201
税収合計	(3)=(1)-(2)	288,777
税以外の収入(一般会計)	合計	(4) 13,232
	配当金及び関連収入	5,071
	国有製品	2,440
	財・サービス販売収入	1,113
	公債、前金、その他金融資産の利子・返済金	461
	課徴金、罰金等	1,582
	その他	2,565
地方分	(5)	60,539
歳入合計	(3)+(4)-(5)	241,470
歳出(税収からの歳出分のみ)		99,811

(出典) フランス政府「ÉVALUATIONS DES VOIES ET MOYENS, Tome I Les évaluations de recettes」及び「ÉVALUATIONS DES VOIES ET MOYENS, Tome II Dépenses fiscales」より作成。
四捨五入しているため合計は必ずしも総計と一致しない。

2.2 税制

国の税務行政は、国の経済財務省の公共財政総局(direction générale des Finances publiques、DGFiP)が担当する。DGFiP の役割は、域内コミュニティの確実な徴税、歳出の管

理、財政の維持等を担当することとされている⁵。

州及び県の税務行政は、国の経済財務省の公共財政総局(DGFiP)の傘下にある各地域の公共財政局(DRFiP、DDFiP)が担当し、市町村レベルでは、各地域の税務署が担当している。⁶

表 I-7 : フランスの国税・地方税の税目

分類	税目
国税	<p>直接税</p> <p>個人所得税(Impôt sur le revenu)</p> <p>法人税(Impôt sur les bénéfices des sociétés et autres personnes morales)</p> <p>付加価値税(Taxe sur la valeur ajoutée)</p> <p>高所得者特別税(Contribution exceptionnelle sur les hauts revenus)</p> <p>年間概算事業税(Imposition forfaitaire annuelle des sociétés)</p> <p>見習い追加税(Contribution supplémentaire à l'apprentissage)</p> <p>給与税(Taxe sur les salaires)</p> <p>イル=ド=フランス州事務所開設税、州事務所・商業施設・貯蔵施設・駐車場税(Taxe annuelle sur les locaux à usage de bureaux, les locaux commerciaux, les locaux de stockage et les surfaces de stationnement perçue dans la région Île-de-France)</p> <p>空家税(Taxe annuelle sur les logements vacants)</p> <p>小規模住宅高額賃料税(Taxe sur les loyers élevés des logements de petite surface)</p> <p>雇用主及び農業従事者建設負担金(Cotisation perçue au titre de la participation des employeurs à l'effort de construction et de la participation des employeurs agricoles à l'effort de construction)</p> <p>雇用主による職業訓練費用負担金(Participation des employeurs au développement de la formation professionnelle continue)</p> <p>損害保険会社準備金税(Taxe sur les excédents de provisions des entreprises d'assurances de dommages)</p> <p>事業社会税(Contribution sociale sur l'impôt sur les sociétés)</p> <p>金融取引税(Taxe sur les transactions financières)</p> <p>金融システムリスク税(Taxe de risque systémique)</p> <p>鉄道収益税(Taxe sur le résultat des entreprises ferroviaires)</p> <p>民間航空税(Taxe de l'aviation civile)</p> <p>テレビ広告税(Taxe sur la publicité télévisée)</p> <p>放送広告税(Taxe sur la publicité diffusée par voie de radiodiffusion sonore et de télévision)</p> <p>テレビチャンネル広告税(Taxe sur la publicité diffusée par les chaînes de télévision)</p> <p>電子通信交換サービス税(Taxe sur les services fournis par les opérateurs de communications électroniques)</p> <p>広告費用税(Taxe sur certaines dépenses de publicité)</p> <p>農業売上税(Taxe sur le chiffre d'affaires des exploitants agricoles)</p> <p>執行士定額税(Taxe forfaitaire sur les actes des huissiers de justice)</p> <p>仕出し業近代化年間投資税(Contribution annuelle destinée à financer le fonds de modernisation de la restauration)</p>

⁵ DGFiP(2017)「RAPPORT D'ACTIVITÉ 2017(Activity Report 2017)」

⁶ 梅原(2017)「フランスの財務行政の概要と最近の取組」税大ジャーナル 28

分類	税目
	商業面積追加税(Taxe additionnelle à la taxe sur les surfaces commerciales) 高速道路利用税(Taxe due par les concessionnaires d'autoroutes) 土地連帯税(Contribution de solidarité territoriale) テレビ放映権スポーツイベント放映移行税(Contribution sur la cession à un service de télévision des droits de diffusion de manifestations ou de compétitions sportives) 都市・産業下水汚泥リスク保証ファンド税(Taxe destinée à financer le fonds de garantie des risques liés à l'épandage des boues d'épuration urbaines ou industrielles) 賭博税(Prélèvements sur les jeux et paris)
間接税	アルコール・アルコール飲料・たばこ税(Alcools, boissons alcooliques et tabacs manufacturés) 金・銀・プラチナ保証税(Garantie des matières d'or, d'argent et de platine) 特別砂糖税(Taxe spéciale sur le sucre utilisé au sucrage en première cuvée) シリアル連帯税(Cotisation de solidarité sur les céréales) オイルシード連帯税(Cotisation de solidarité sur les céréales) 興行税(Impôt sur les spectacles) 内国消費税(Taxes intérieures)※エネルギーへの課税 商用移動税(Taxes sur les voyageurs de commerce) 車軸税(Taxe spéciale sur certains véhicules routiers)
資産税	登記税・不動産税(Droits d'enregistrement et taxe de publicité foncière) 印紙税(Droits de timbre) 富裕不動産税(Impôt sur la fortune immobilière) フランス国内法人所有価値税(Taxe sur la valeur vénale des immeubles possédés en France par des entités juridiques) 財産権信託税(Prélèvement sur les biens, droits et produits placés dans un trust) 保険契約税(Taxe sur les conventions d'assurances) 成長税(Taxe d'accroissement) 社有自動車税(Taxe sur les véhicules des sociétés) 中古乗用車追加税(Taxes additionnelles à la taxe sur les certificats d'immatriculation)) 汚染車税(Malus applicable aux voitures particulières les plus polluante) オンライン賭博事業者税(Droit fixe dû par les opérateurs de jeux ou de paris en ligne) 住宅動産年間税(Taxe annuelle due sur les résidences mobiles terrestres) 指定手続税(Droit fixe de procédure) 視聴覚通信サービス証券譲渡税(Taxe sur la cession de titres d'un éditeur de service de communication audiovisuelle)
地方税	直接税 事業不動産税(Cotisation foncière des entreprises: CFE) 事業付加価値税(Cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises: CVAE) 送配電企業定額税(Imposition forfaitaire des entreprises en réseau) 住民税(Taxe d'habitation) 固定資産税(未建築固定資産税、既建築固定資産税)(Taxe foncière) 電柱定額税(Imposition forfaitaire sur les pylônes) 鉱山税(Redevance des mines) 清掃税(Taxe de balayage) 家庭廃棄物収集税(Taxe d'enlèvement des ordures ménagères)

分類	税目
	建設地壳却定額税(Taxe forfaitaire sur la cession à titre onéreux de terrains nus devenus constructibles)
	商業土地税(Taxe sur les friches commerciales)
	水環境管理洪水防止税(Taxe pour la gestion des milieux aquatiques et la prévention des inondations)
	商業面積税(Taxe sur les surfaces commerciales)
	自動車登録税(Taxe sur les certificats d'immatriculation des véhicules)
間接税	不動産譲渡税(Droits de mutation)
	開発税(Taxe d'aménagement)
	対外広告税(Taxe locale sur la publicité extérieure)
	保険契約税(Taxe sur les conventions d'assurance)
	電力最終消費税(Taxe sur la consommation finale d'électricité: TCFE)
	旅行者税(Taxe de séjour)
	交通負担金(Versement transport)

*Fee や Levy に相当する「Redevance」と明記されているものは除外。

2.3 財政・税制の国際比較

(1) 税収・国民負担の国際比較

国民負担率

2015 年度のフランスの国民負担率(国民所得に占める総税収と社会保障負担の合計)は 67.1%、租税負担率(国民所得に占める総税収)は 40.5%である。これに対して、イギリスはそれぞれ 46.5%・36.1%、ドイツは 53.2%・31.1%、日本は 42.6%・25.4%であり、フランスは、国民負担率、租税負担率ともに最も高い水準にある⁷。

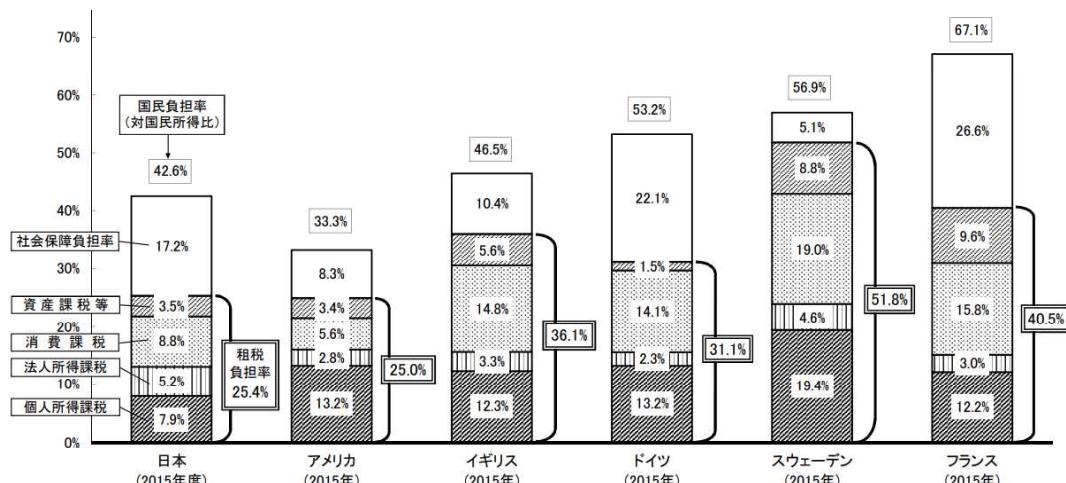


図 I-3 : 国民負担率 (対国民所得比) の内訳の国際比較

(出典)財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」

⁷ 財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」

税収構成比（国税+地方税）

2015 年度のフランスの税収構成比(国税+地方税)は、所得課税(個人+法人)37.4%、資産課税等 23.6%、消費課税 39%である。他方、イギリスはそれぞれ 43.4%・15.5%・41.1%、ドイツは 50.1%・4.7%・45.3%、日本は 51.4%・13.9%・34.6%であり、国によって違いがみられる⁸。

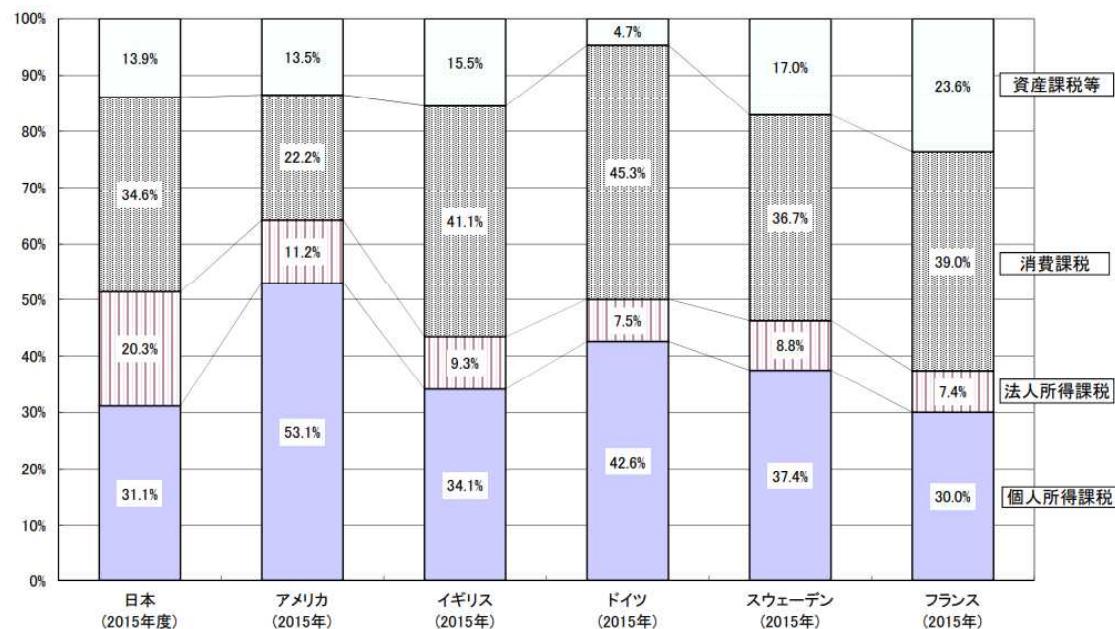


図 I-4：所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較(国税+地方税)

(出典)財務省「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」

(2) 主要税目の税率水準の国際比較

付加価値税（標準税率）

フランスの付加価値税は 1968 年に 20%で導入され、その後の税率の変動を経て、2014 年以降、税率は 20%である。イギリスの付加価値税は 1973 年に 10%で導入され、現在はフランスと同じ 20%である。ドイツの付加価値税は 1968 年に 10%で導入され、現在の税率は 19%である。日本の消費税は 1989 年に 3%で導入され、1997 年に 5%、2014 年に 8%に引上げられ、2019 年 10 月に 10%への引上げが予定されている⁹。

⁸ 同上

⁹ 財務省「消費税など(消費課税)に関する資料」

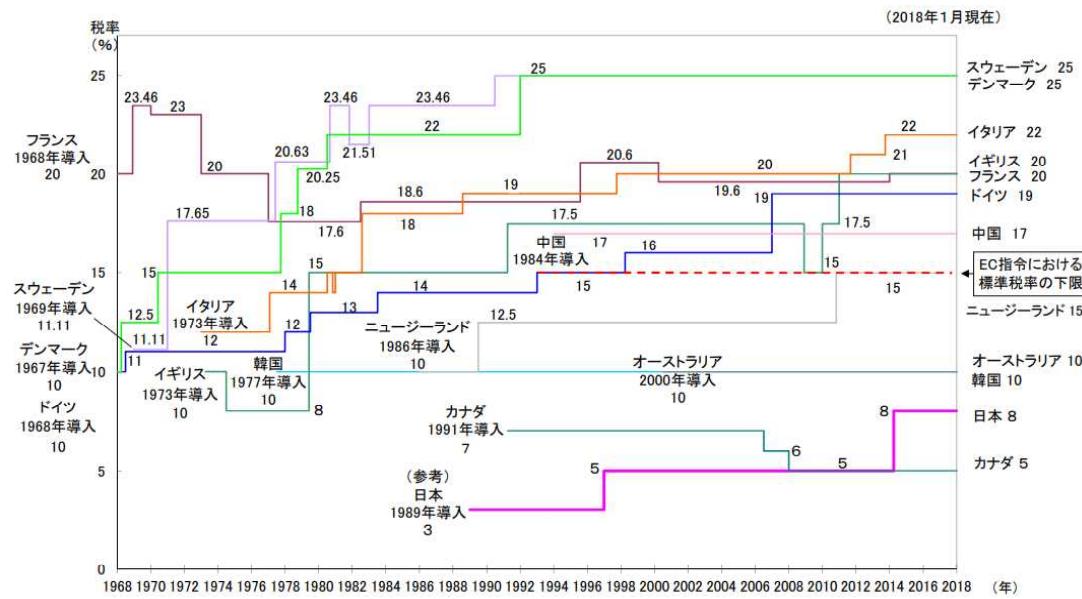


図 I-5：諸外国における付加価値税の標準税率の推移

(出典)財務省「消費税など(消費課税)に関する資料」

法人税（実効税率）

フランスの法人実効税率(法人所得に対する税率(国税・地方税の合計))は 33.33%である。イギリスは 19%、ドイツは 29.83%、日本は 29.74%と、フランスが最も高い水準である。なお、フランスは 2018 年から税率を段階的に引下げ、2022 年には 25%となる予定¹⁰。

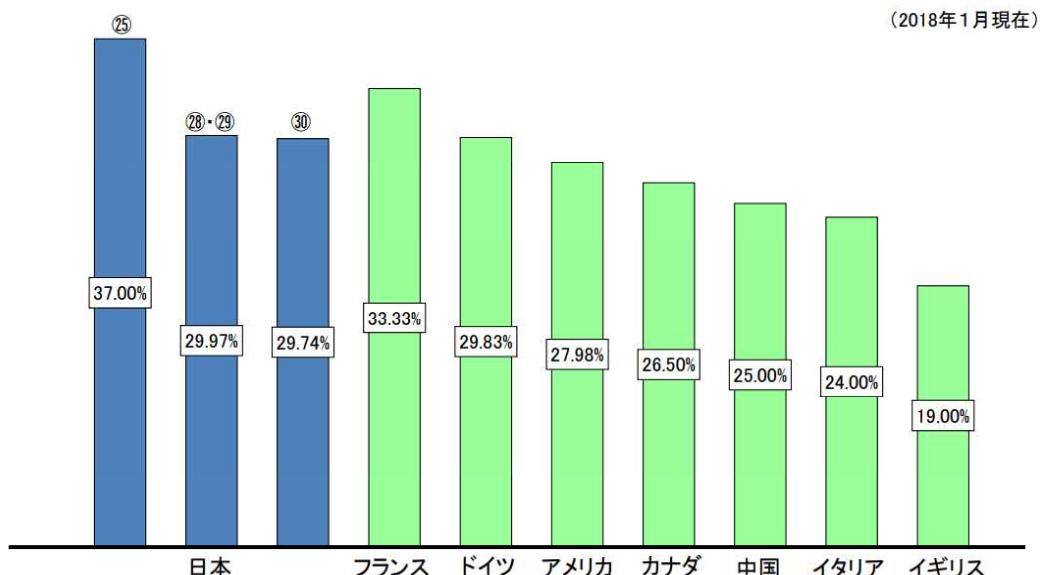


図 I-6：法人実効税率の国際比較

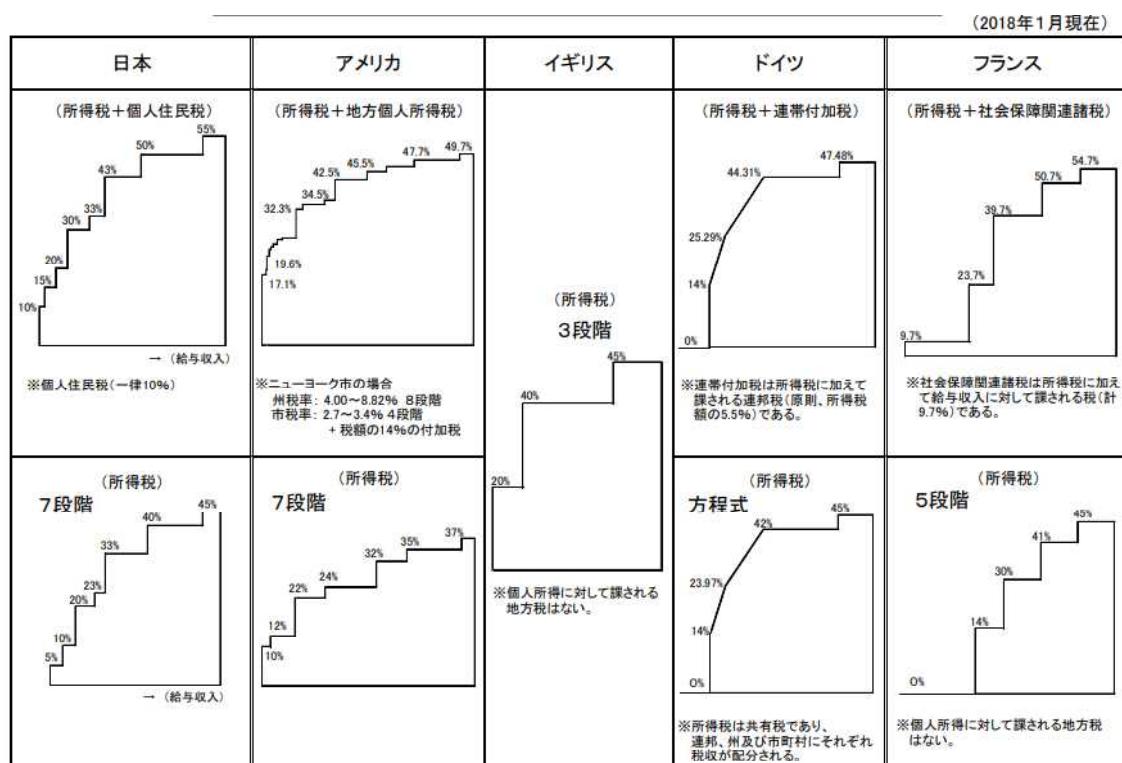
(出典)財務省「法人課税に関する基本的な資料」

¹⁰ 財務省「法人課税に関する基本的な資料」

所得税（実効税率）

フランスの所得税の税率は0%から45%の5段階となっている。イギリスは20%から45%の3段階、ドイツは0%から45%まで方程式によって計算され、日本は5%から45%の7段階である。なお、実際には、フランスは社会保障関連諸税が計9.7%上乗せされ、ドイツは連帯附加税が原則所得税額の5.5%上乗せされ、日本は個人住民税が一律10%課税されている¹¹。

財務省は、夫婦子2人（片働き）の給与所得者の個人所得課税（実効税率）の国際比較を行っている。これによれば、収入が1,000万円の場合の日本の実効税率は10.1%であるのに対し、イギリスは23.2%、ドイツは17.5%、フランスは14.4%といずれも日本より高い水準である。他方、3,000万円の場合、イギリス37.9%、ドイツ33.6%、日本32.6%、フランス29.7%と、4カ国の中ではフランスが最も低い水準にある¹²。



図I-7：個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

(出典)財務省「税率・税負担等に関する資料」

¹¹ 財務省「税率・税負担等に関する資料」

¹² 同上

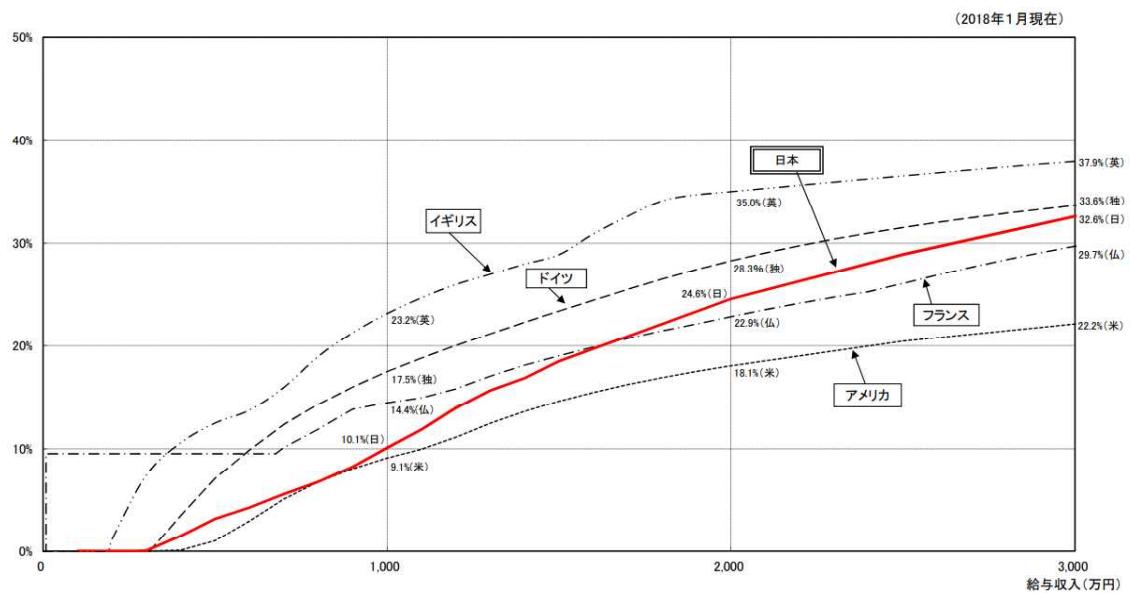


図 I-8：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人（片働き）の給与所得者）

(出典)財務省「税率・税負担等に関する資料」

3. 地方自治制度

3.1 地方自治制度の概要

地方自治体の行政組織

フランスでは、国の代表である共和国大統領(Président de la République)は、国民の直接選挙によって選ばれる(任期 5 年・3 選禁止)。

これに対して、地方自治体の代表である首長は、各地方団体の選挙で選出された議会議員の中から選出され、州と県の首長は「議会議長(président)」、市町村の首長は「市長(maire)」とそれぞれ呼ばれている。他方で、フランスの地方自治体の行政区画は、国の行政区画も兼ねることから、各団体には別途、国の代表者である「地方長官(préfet)」が置かれ、地方組織及び行為に対する国による監督が行われている。なお、地方長官は、地方自治体の決定等に対して事後的統制を行い、違法性が確認された場合は、行政裁判所等を通じて、必要な対応を行うこととされている。

州議会議長の任期は州議会議員と同じ 5 年で、県議会議長の任期は 3 年(県議会議員の任期は 6 年、3 年毎に半分が改選)、市町村議員の任期は市町村議員と同じ 6 年である。

州及び県では、議長と地方長官は兼任できないが、市町村は例外的に、地方自治体の代表である市長が、地方長官を兼任し、国の代表としての権限も有している。

地方自治体の事務配分

地方自治体の事務配分については、オランド政権下の 2015 年に制定された「地方行政機構改革法(NOTRe 法)」により、各階層間の二重行政の非効率性の低減を図るために、それまでの県と州の一般権限規定は廃止されることになり、法で定める明確で排他的な権限が各階層に与えられることとなった。その結果、州は、各種州計画の策定や鉄道・バス、河港等の設置・整備など地方における広域的なインフラ整備などを、県は、各種社会福祉関係の給付や医療検診等を、市町村は、小学校・幼稚園の設置・管理等の教育・文化行政に関することや廃棄物処理などを主に担っている。

なお、文化・スポーツ、観光、教育など全ての階層が関与している分野もある。以下表は、地方自治体間での事務配分を包括的に整理したものである¹³。

表 I-8：地方自治体間の事務配分の概略

分野	市町村	県	州
職業訓練	—	—	州政策の決定・実施
教育	小学校・幼稚園設置・管理、通学用輸送(都市圏内)確保	中学校の設置・管理、通学用輸送(都市圏外)の確保	高等学校の設置・管理
保育等	保育所の運営	許認可	—

¹³ 自治体国際化協会「フランスの地方自治(平成 29 年改訂版)」図表 2.2 より作成。

分野	市町村	県	州
文化・スポーツ	図書館、美術館、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金
福祉・衛生	社会福祉センターの運営	社会福祉手当の給付、医療検診、母子保健センター	—
都市計画	地区計画の策定、建築許可、協議整備地区の指定	—	—
開発	州計画への意見提出	州計画への意見提出	州計画、国・州間計画契約
環境	廃棄物の処理、上下水道の整備	廃棄物(県計画)の策定	産業廃棄物処理計画策定、自然公園の指定・整備
港・空港	ヨットハーバー、移譲された漁港、空港	漁港(商業用も含む)、空港	州港、移譲された漁港、河川港湾・運河、空港
道路	市町村道の整備	県道の整備	州計画
公共交通	都市圏内交通(通学用含む)	障害生徒用交通	州計画、州鉄道、バスターミナル
住宅	ファイナンス、住宅連帯基金、地域住居プログラム	ファイナンス、住宅連帯基金	ファイナンス
経済開発	間接支援	間接支援	直接・間接支援
治安	自治体警察、交通警察、駐車違反取締まり、犯罪予防	交通警察、犯罪予防、消防・救急	—

(出典)自治体国際化協会「フランスの地方自治(平成 29 年改訂版)」等より作成。

下表は、州、県、市町村それぞれの 2017 年の分野別支出構成額と支出全体に占める各項目の割合である。州は交通関係の支出が 4 分の 1 以上を占め、教育や職業訓練がそれに続く。県は 3 割を社会福祉関係の支出が占め、各種手当(RMI、APA、RSA)を含むと、社会保障関係の支出が半分以上を占める。他方、市町村は、規模によって多少の違いはあるものの、教育、環境、スポーツ等が支出の上位に位置している。

表 I-9：州の項目別歳出（2017 年）

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
交通	8,624	26.4%
教育	6,395	19.6%
職業訓練	5,417	16.6%
経済活動	2,576	7.9%
国土開発	1,162	3.6%
文化・スポーツ	1,020	3.1%
健康	740	2.3%
環境	496	1.5%
その他	6,183	19.0%
合計	32,612	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

表 I-10 : 県の項目別歳出 (2017 年)

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
社会活動(RMI、APA、RSA を除く)	21,670	30.7%
RSA(積極的連帯手当)	11,207	15.9%
インフラ整備	5,901	8.4%
APA(高齢者児童手当)	5,893	8.4%
教育	5,067	7.2%
交通	2,876	4.1%
安全	2,731	3.9%
環境	2,022	2.9%
文化・スポーツ	1,723	2.4%
RMI(社会参入最低所得手当)	37	0.1%
その他	11,382	16.1%
合計	70,509	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

表 I-11 : 市町村 (居住者数 3,500~1 万人) の項目別歳出 (2017 年)

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
教育	2,218	15.0%
環境・都市計画	2,067	14.0%
スポーツ	1,445	9.8%
交通	1,000	6.8%
文化	858	5.8%
健康	855	5.8%
安全	469	3.2%
経済活動	143	1.0%
その他	5,722	38.7%
合計	14,777	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

表 I-12 : 市町村 (居住者数 1 万人以上) の項目別歳出 (2017 年)

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
教育	8,351	15.6%
環境・都市計画	7,459	13.9%
健康	6,037	11.3%
スポーツ	5,678	10.6%
文化	4,385	8.2%
交通	2,473	4.6%
安全	2,125	4.0%
経済活動	660	1.2%
その他	16,462	30.7%
合計	53,629	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

表 I-13：市町村（課税権のあるメトロポリタン、CU、CA）の項目別歳出（2017年）

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
環境・都市計画	6,576	26.5%
交通	3,706	14.9%
経済活動	1,668	6.7%
健康	1,541	6.2%
文化	1,507	6.1%
スポーツ	1,182	4.8%
安全	1,051	4.2%
教育	536	2.2%
その他	7,068	28.5%
合計	24,835	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

表 I-14：市町村（課税権のある居住者数1万人以上の地域）の項目別歳出（2017年）

費目	支出額(百万 EUR)	支出額に占める割合
環境・都市計画	1,628	21.4%
スポーツ	836	11.0%
健康	658	8.7%
経済活動	518	6.8%
交通	464	6.1%
文化	330	4.3%
教育	269	3.5%
安全	161	2.1%
その他	2,745	36.1%
合計	7,609	100.0%

(出典)DGFiP/DGCL(2018)「Les finances des collectivités locales en 2018」Annexe 2F より作成。

3.2 歳入・歳出及び財政調整制度

(1) 地方自治体の歳入・歳出の状況

下表は、フランスの2016年の市町村、県、州の歳入・歳出の状況である。

市町村、県、州を合計した全地方団体で見ると、地方団体の経常的な経費（経常収支）に関しては、経常収入1,971億EURに対して、経常支出1,686億EURであり、285億EURの余剰が発生している。投資的経費については、投資収入187億EURに対して、投資支出455億EURであり、268億EURの欠損が生じている。フランスではこのように、経常部門の余剰を投資部門の欠損に振り分けることで、歳出総額と歳入総額が概ね一致し、全体で見ると收支均衡が図られていることが分かる。

歳入・歳出を個別にみると、歳入については、歳入全体(2,158億EUR)の6割程度(1,289億EUR)を地方税収(直接税、その他税の合計)が占めており、国からの交付金(554億EUR)

は3割弱である。税収の多くは、住民税(taxe d'habitation)、既建築固定資産税(taxe sur le foncier bâti)、未建築固定資産税(taxe sur le foncier non bâti)などの直接税によるものである。

歳出については、歳出全体(2,141億EUR)の8割程度(1,686億EUR)を物件費、人件費、利払い費等の経常支出が占め、残りが固定資産の取得等の投資支出である。

団体別では、歳出・歳入の半分強を市町村、3分の1を県、残りを州が支出する構造となっている。

表 I-15：州・県・市町村別の歳出・歳入の構成（2016年、10億EUR）

費目	分類		市町村	県	州	全地方団体
経常支出	合計	(1)	91.2	58.3	19.1	168.6
	物件費		22.7	5.0	2.2	29.9
	人件費		45.2	11.9	3.6	60.7
	利払い費		3.0	0.8	0.6	4.4
	移転支出		16.1	39.7	12.5	68.4
	その他支出		4.2	0.8	0.2	5.3
経常収入	合計	(2)	107.1	66.1	23.9	197.1
	直接税		54.7	22.5	5.1	82.2
	その他の税		11.5	24.1	11.0	46.7
	国交付金		23.1	11.8	6.4	41.2
	助成金		4.9	4.7	1.1	10.8
	商品・サービス販売		8.4	0.5	0.0	8.9
	その他収入		4.5	2.5	0.3	7.3
純貯蓄	(3)=(2)-(1)		16.0	7.8	4.8	28.5
投資支出	(4)		27.3	9.1	9.0	45.5
投資収入	合計	(5)	13.3	2.6	2.8	18.7
	国交付金		9.6	2.1	2.5	14.2
	その他投資収入		3.8	0.5	0.3	4.5
歳出総額(返済分を除く)	(6)=(1)+(4)		118.5	67.4	28.2	214.1
歳入総額(借入分を除く)	(7)=(2)+(5)		120.4	68.7	26.7	215.8
差引額	(7)-(6)		1.9	1.2	-1.4	1.7
債務支払い	(8)		8.3	3.2	1.9	13.4
借入金	(9)		7.9	2.8	3.5	14.3
歳出総額(返済分を含む)	(6)+(8)		126.8	70.6	30.1	227.5
歳入総額(借入分を含む)	(7)+(9)		128.4	71.5	30.3	230.1
運転資本の変化	(7+9)-(6+8)		1.5	0.9	0.2	2.6
地方債残高(2016年12月31日)	(10)		88.8	33.7	26.1	148.6
貯蓄率	(3)/(2)		0.1	0.1	0.2	0.1
負債率	(10)/(2)		0.8	0.5	1.1	0.8
償却期間(年)	(10)/(3)		5.6	4.3	5.5	5.2

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, 2-3a Les communes par taille、4-1 Les comptes des collectivités territoriales et de leurs groupements à fiscalité propre 等より作成。

(2) 財政調整制度

フランスでは、地方自治体間の平等を促進するため財政調整制度が設けられている。下表は国から地方自治体への財源移転を整理したものである。2016 年の財政移転総額は 1,001 億 EUR、そのうち交付金・補助金の額は 654 億 EUR である。

表 I-16 : 国から地方自治体への財源移転（百万 EUR）

分類	交付金	2016 年	2017 年
地方向け 交付金・ 補助金の 総枠 (enveloppe normée)	経常総合交付金(DGF)	33,222	30,860
	教育総合交付金(DSI)	17	15
	地方議員交付金	65	65
	コルス石油製品内国消費税(TICPE)還付	41	41
	社会統合県動員基金(FMDI)	500	500
	中学校整備県交付金(DDEC)	326	326
	学校整備州交付金(DRES)	661	661
	教育施設建築・整備総合交付金(DGCES)	3	3
	鉱山税課税ベース損失補償交付金	25	74
	地方税減税補償	1,637	2,053
	職業税個別補償統合交付金(DUCSTP)	163	51
	地方直接税免税補償代替交付金(DTCE)	629	536
	その他	173	176
	合計	37,462	35,361
それ以外 (国の予算か ら交付)	農村自治体公共事業交付金(DETR)	816	996
	市町村合併補助金(DSIL)	800	570
	県公共事業総合交付金(DGE)	216	216
	総合脱炭素交付金(DGD-Mission RCT)	1,615	1,621
	その他	287	363
	合計	3,734	3,766
地方向け 交付金・ 補助金の 総枠外 (hors enveloppe normée)	職業税改革補償交付金(DCRTP)	3,324	3,099
	職業税均衡化県基金(FDPTP)	423	389
	付加価値税補償基金(FCTVA)	6,047	5,524
	合計	9,794	9,012
	それ以外 (国の予算か ら交付)	交通罰則金交付金 ストラクチャードローン基金(ETOX) 各省補助金 その他	672 198 2,242 11,335
その他の財源移転	合計	14,447	15,411
	税収移転(職業訓練除く)	31,745	33,397
	職業訓練のための財源移転	955	957
	教育のための財源移転	1,932	1,998
	合計	34,632	36,352
国から地方自治体への財源移転の合計 [うち、地方向け交付金・補助金の合計]		100,069 [65,437]	99,902 [63,550]

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires (2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, 6.1 Vue d'ensemble des transferts financiers de l'État aux collectivités locales より作成。

フランスの交付金・補助金の特徴は大きく二つある。一点目は、物価上昇率や GDP などのマクロ経済指標に伸び率を連動させた補助金・交付金の総枠(enveloppe normée)を設けていく点である。これにより、国・地方ともに補助金・交付金に対する予見可能性を高めることが可能となり、2016 年は、交付金・補助金全体(654 億 EUR)の 6 割以上(412 億 EUR)が総枠の枠内に置かれていた。また、このようにして決定された交付金総額を人口や面積あるいは 1 人当たり財政力といった指標で各地方に分配している。二点目は、国の収入の一部を歳入から控除して地方向けの交付金・補助金のために先取り(prélevement)することが認められている点である。2016 年は、交付金・補助金全体の 7 割以上(473 億 EUR)が予算の確保が行われていた。

フランスにおける最も規模の大きな交付金が、経常費総合交付金(Dotation globale de fonctionnement:DGF)である。DGF は 1971 年に創設され、交付金・補助金全体の約 5 割(2016 年は 332 億 EUR、2017 年は 309 億 EUR)を占めている。DGF は、使途の限定されない一般交付金であり、元々地方税であったものが国税に統合されていく過程で、それまでの地方の財源を保障するための仕組みが設けられる中で交付金化された。

DGF の具体的な配分方法は、配付先(州、県、市町村)によって異なるが、財源保障的な性格を持つ定額交付金の総額はマクロ経済指標と連動して決定し、人口や面積などの指標により各地方団体に分配される。一方、自治体間の格差是正の平衡化の性格を持つ整備交付金は、一人当たり税収や一人当たり財政力(potentiel financier)といった指標も含めて配分されている。税負担が高い団体ほど、多額の DGF が支払われる仕組み。

これらの結果、2017 年は、DGF 全体の 59% が市町村・広域行政組織に、28% が県に、13% が州に配分されている。

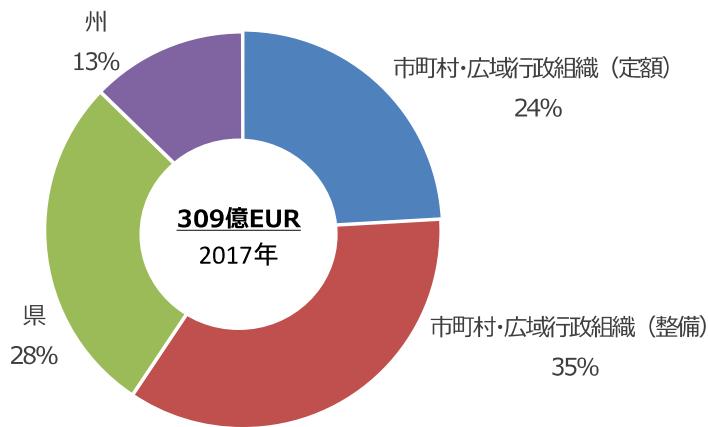


図 I-9 : DGF の配分額 (2017 年)

(出典)Ministère de l'intérieur, Ministère de la cohésion des territoires(2018)「Les collectivités locales en chiffres 2018」, 6.2 Les dotations et subventions de fonctionnement より作成。

4. CO₂ 排出量及び環境政策全体の動向

4.1 CO₂ 排出量

以下に、フランスにおける部門別のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移を示す。

表 I-17 : フランスの部門別 CO₂ 排出量 (1990、1995、2000、2005、2010、2016 年)

百万トン CO ₂	1990	1995	2000	2005	2010	2016	2016 内訳
エネルギー産業(発電等)	53	50	62	60	65	43	14.5%
産業	82	76	70	76	55	46	15.8%
運輸	114	122	133	131	123	122	41.6%
うち自動車	109	117	127	126	119	118	40.2%
うち自動車以外	5	5	6	5	5	4	1.4%
業務	33	34	26	26	27	24	8.1%
家庭	53	50	60	64	57	46	15.7%
農林水産	11	11	12	12	11	11	3.7%
その他	0	0	2	3	2	2	0.6%
合計	346	344	365	372	341	293	100.0%

(出典)IEA「CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2018」

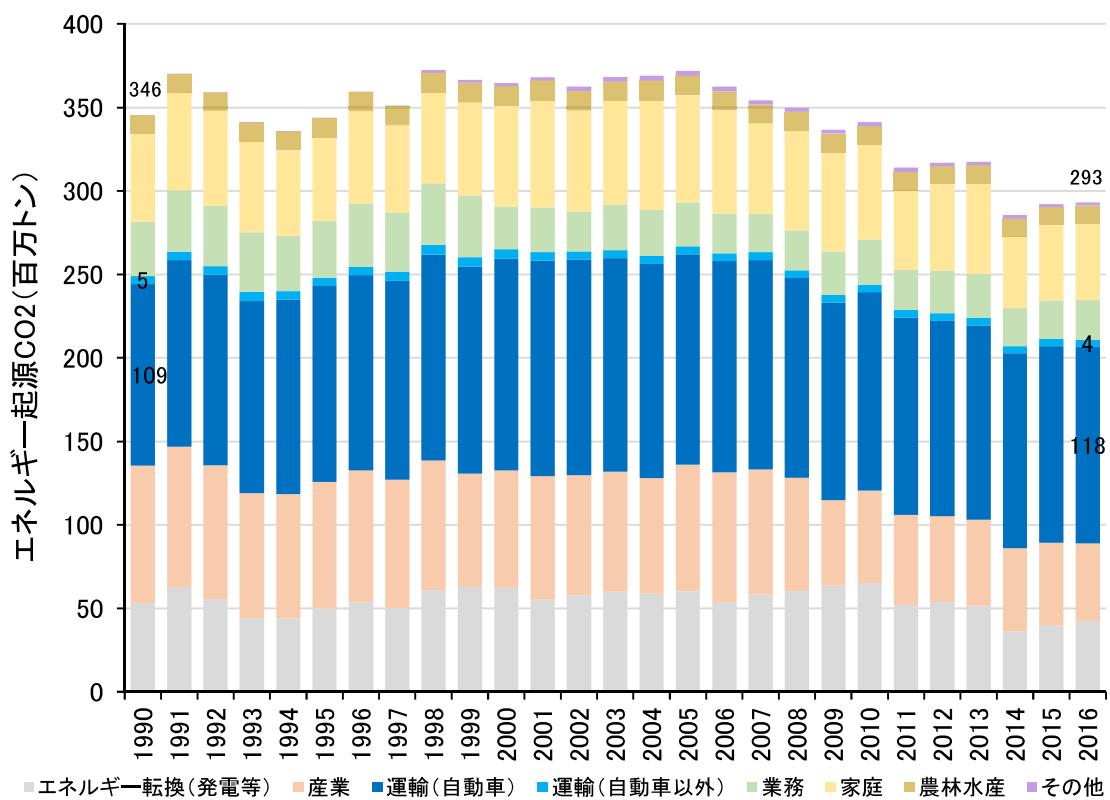


図 I-10 : フランスのエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

(出典)IEA「CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2018」

また、一人当たり CO₂ 排出量を以下に示す。

表 I-18：フランスの部門別一人当たり CO₂ 排出量（1990、1995、2000、2005、2010、2016 年）

トン CO ₂ /人	1990	1995	2000	2005	2010	2016	2016 内訳
エネルギー産業(発電等)	0.91	0.84	1.02	0.95	1.01	0.64	14.5%
産業	1.41	1.27	1.16	1.20	0.85	0.69	15.8%
運輸	1.95	2.06	2.18	2.07	1.90	1.82	41.6%
うち自動車	1.87	1.97	2.08	2.00	1.83	1.76	40.2%
うち自動車以外	0.08	0.08	0.09	0.07	0.07	0.06	1.4%
業務	0.56	0.58	0.42	0.42	0.42	0.36	8.1%
家庭	0.91	0.84	0.99	1.02	0.87	0.69	15.7%
農林水産	0.19	0.19	0.20	0.19	0.17	0.16	3.7%
その他	0.00	0.00	0.03	0.04	0.04	0.03	0.6%
合計	5.94	5.77	5.99	5.89	5.25	4.38	100.0%

(出典)IEA「CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2018」、IEA「World Energy Statistics 2018」

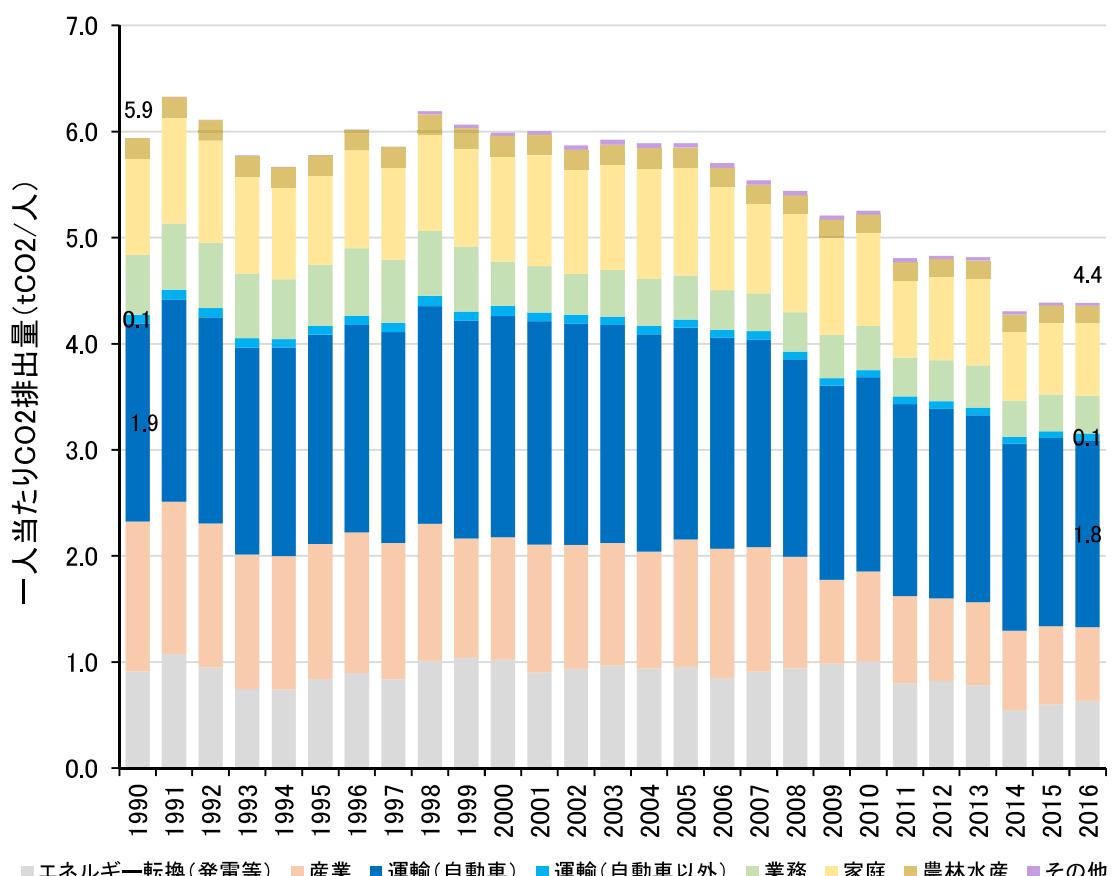


図 I-11：フランスの一人当たり CO₂ 排出量の推移

(出典)IEA「CO₂ Emissions from Fuel Combustion 2018」、IEA「World Energy Statistics 2018」

4.2 国の環境政策の動向

2012年から2013年にかけて開催された「エネルギー移行に関する国民議論」等を踏まえ、2015年7月に、2030年までに温室効果ガス排出量1990年比40%減、2050年までに75%削減の目標を含む「グリーン成長のためのエネルギー移行法(Loi de transition énergétique pour la croissance verte)」が成立した。同法は、2014年4月に導入した炭素税について、税率を徐々に引き上げ、2030年に100EUR/tCO₂とすることとしている。また、「フランス国家低炭素戦略(Stratégie nationale bas carbone:SNBC)」およびカーボンバジェット(国全体の排出量の上限値)を早期に制定することとしており、これを受け同年11月に「フランス国家低炭素戦略」¹⁴が発表となった。戦略の中では、2015–2018年、2019–2023年、2014–2028年の計3期のカーボンバジェットが示されたほか、部門別の対策の詳細が記されている。

2015年11月から12月には、フランス・パリでCOP21が開催され、同国のファビウス外務大臣(当時)の議長のもと、気候変動対策の新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択された¹⁵。パリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を2度より十分低く保つという目的に向け、「長期の温室効果ガス低排出戦略」の策定が求められており¹⁶、フランスは、2015年の国家低炭素戦略のリバイズ版を、同国の低排出戦略として2016年12月にUNFCCCに提出した。

2017年5月発足のマクロン政権のもと、7月に「気候計画(Plan Climat)」¹⁷が発表となり、2050年カーボンニュートラル、2040年ガソリン・ディーゼル車の販売終了、2022年までの石炭火力発電全廃、などの方針が示された。

表 I-19：フランスにおける地球温暖化をめぐる近年の動向

日付	動向	政権
2014年4月	炭素税導入	フランソワ・オランド大統領 (社会党) (2012年5月～2017年5月)
2015年7月	グリーン成長のためのエネルギー移行法の成立	
2015年11月	フランス国家低炭素戦略の発表	
2015年12月	COP21においてパリ協定採択	
2016年12月	フランス国家低炭素戦略をUNFCCCに提出	
2017年7月	気候計画の発表	エマニュエル・マクロン大統領 (共和国前進党)(2017年5月～)
2018年12月	国家低炭素戦略の改定案を発表	

¹⁴ MINISTÈRE DE L'ÉCOLOGIE, DU DÉVELOPPEMENT DURABLE ET DE L'ÉNERGIE (2016)「Stratégie nationale bas-carbone de la France」

¹⁵ 「Historic Paris Agreement on Climate Change」UNFCCC ウェブページ
<http://newsroom.unfccc.int/unfccc-newsroom/finale-cop21/>

¹⁶ United Nations (2015)「Paris Agreement」

¹⁷ Ministère de la Transition écologique et solidaire (2017)「Le Plan Climat」

4.3 地方政府の取組

地方政府の環境政策は、主に環境連帶移行省の環境エネルギー管理庁 (L'Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie: ADEME)が支援しており、地方の気候変動対策計画である気候エネルギー地域計画 (Plan Climat Énergie Territorial: PCET)が、地方政府によってこれまで 300 以上策定されている。2015 年にグリーン成長のためのエネルギー移行法が策定されたことを受け、ADEME は地方政府に対し、PCET をアップデートした気候大気エネルギー地域計画 (Plan Climat Air Energie Territorial: PCAET)を策定することを求めている。PCAET は、全部門を対象に、GHG 排出削減(緩和)及び適用、大気汚染物質の削減、省エネ・再エネの促進に関する戦略と実施の計画を定めるものである。

PCET は、イル=ド=フランス州で数多く策定されているほか、オーヴェルニュ=ローヌ=アルプ州、オクシタニー州でも多くの策定事例がみられる。

なお、運輸部門の取組に着目すると、先進的な取組を行っているのはイル=ド=フランス州であり、その他の州では、公共交通機関の利用促進や、地方政府が所有する自動車の買い替え等が見られるが、次世代自動車の利用を促進する主だった取組は行われていないため、本調査では地方政府の取組としてイル=ド=フランス州を対象とする。イル=ド=フランス州の取組については、II 章を参照。

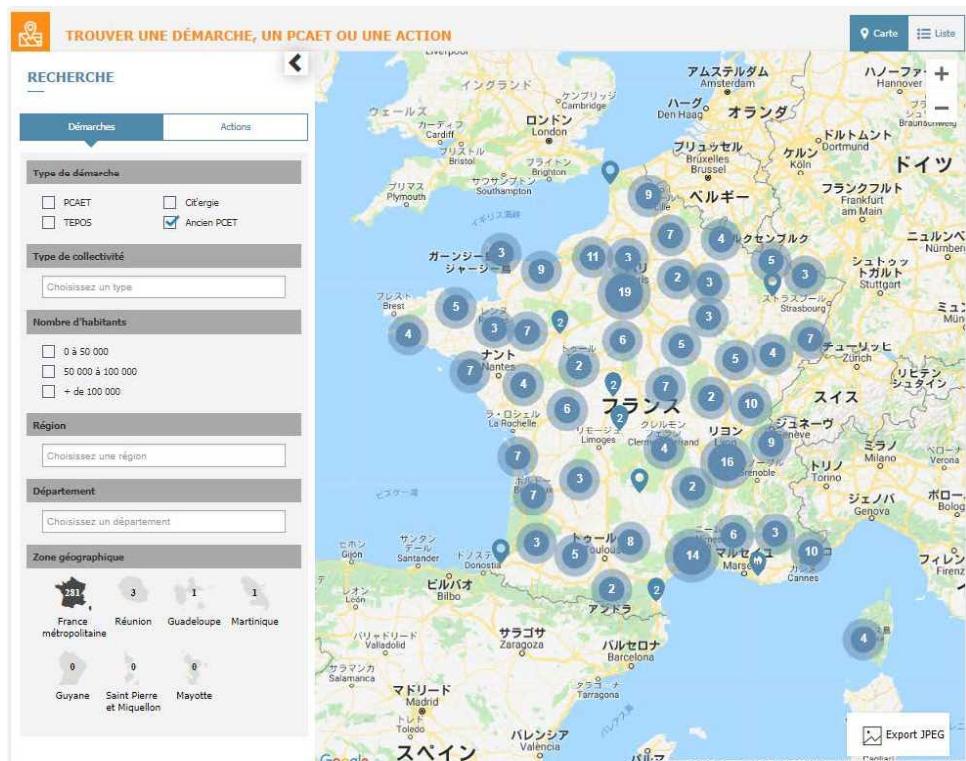


図 I-12：フランスの地方政府による PCET の策定状況¹⁸

¹⁸ 「TROUVER UNE DÉMARCHE, UN PCAET OU UNE ACTION (FIND AN APPROACH, A PCAET OR AN ACTION)」(ADEME ウェブページ)

<https://www.territoires-climat.ademe.fr/observatoire/search>